

仕様書

1. 概要

- (1) 件名
市立四日市病院で使用する電気
- (2) 場所
四日市市芝田二丁目2番37号
- (3) 業種及び用途
病院

2. 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 受電方式 1回線受電方式
 - オ 非常用自家発電設備 有(系統接続なし)
 - カ 蓄熱式負荷設備 なし
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 予定契約電力 2,400kW
 - イ 予定使用電力量 別表1のとおり
- (3) 使用期間
令和6年4月1日0:00から令和7年3月31日24:00まで
- (4) 需給地点
構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点。
- (5) 電気工作物の財産分岐点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 対価の支払方法
毎月初めに、電気使用量等を需要者に送付することとする。
供給者は、請求書を作成し請求を行うこととする。

3. その他

- (1) 入札金額の算定にあたっては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進割賦課金を考慮しない。
なお、履行時における各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進割賦課金については、四日市市管内の一般電気事業者が特定規模需要に

対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

- (2) 落札者は、電気需給にあたり問題が生じないように一般送配電事業者との調整を十分に行うこと。
- (3) 請求時において、契約電力、最大需用電力、電力使用量の月別及び日別データを、エクセル様式又は CSV 様式の電子データで提出もしくは Web 閲覧ダウンロードサービス等により無償で提供すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、需要者、供給者協議して解決するものとする。

【注意事項】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

ア 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

イ 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

ア 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員

対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（イ）（ア）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 対応指針に沿った対応

上記 ア に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。